



1. 所得税における法改正

電気自動車の税的促進及びその他の税法規定の変更（2019年度改正税法）において、2020年1月1日より所得税法上下記の新規定が有効となります。

- 代替生活形態（alternativer Wohnform）における現物給付が非課税対象となります。それにより住居の居住者（例：学生）は、個人の生活用に与えられた宿泊先あるいはアパートメントの使用の代わりに、居住者が住居所有者（例：高齢者）のプライベートの家事を世話することを対価とした場合、これらの現物給付は非課税となります。同様に住居所有者が受領したサービスも非課税となります。（新所得税法第3条49号）
- 両親が子供の養育に経済的に関与している場合、子供の所得の有無、所得額に関わらず、今後子供の社会保険料を自らの保険料として認識し、特別支出として控除することができるよう法的に規定されます。
- 被雇用者の公共交通機関による通勤費（所得税法第3条15号参照）に対する通勤手当が非課税になったことへの代替案として、25%に一律課税の選択ができるようになります。こちらの一律課税は、給与額の一部を通勤手当として認識した場合にも適用されます。こちらの一律課税を適用した場合、マイレージ計算による必要経費の控除が認められません。
- 税務上の電気自動車の促進が更に細分化されます。
 - ◆ 電気配送車両に対する50%の特別償却の導入
 - ◆ 電気自動車あるいは、外部充電可能な（ハイブリッド）電気自動車の個人使用課税における国内リスト価格半額適用の延長
 - ◆ 同様に社用電気自転車の譲渡及び雇用者側から提供される（ハイブリッド）電気自動車の充電と個人使用のための社用充電デバイスの譲渡の非課税処理の延長
- 44ユーロの非課税限度額が制限され、中でも被雇用者のプライベート保険（追加保険）への手当てが非課税枠から外されます。
- 雇用者が被雇用者に対して賃料を割り引いて住居（社宅）を提供している場合、被雇用者がその地域の賃料水準の3分の2以上家賃を支払っており、1㎡あたりの賃料が光熱費抜きで20EURを超えなければ、こちらの割引によるフリンジベネフィットは課税対象とはなりません。
- 出張の際支給される日当が、変更されます。2020年日当非課税限度枠24ユーロから28ユーロ（24時間以上外出）あるいは12ユーロから14ユーロ（12時間以上外出）へ引き上げられます。また長距離ドライバーが車両内で宿泊することになる場合、日当の他一日につき8ユーロの宿泊手当を必要経費として控除することができます。
- 2017年10月24日の連邦財務裁判所の判決（VIII R 13/15）で個人資産の不良債権の損失処理が税務上認められたことに反して、2020年1月1日をもって、個人資産の不良債権、もしくは、価値のなく

なった株式の償却により発生する損失は、税務上控除されなくなります。

2. 売上税 (VAT) における法改正

2019年度改正税法の草案によれば、所得税の他、売上税 (VAT) 法の変更も計画されています。草案の規定の中で、とりわけEU法と欧州裁判所の判決への適応が必要とされています。2020年1月1日より下記の規定が変更されます。

- みなし譲渡の課税場所の定義に関する特別規定が撤廃されます。EU法にはそのような特別規定が見られないためです。資産の譲渡の判断には、通常の規定が適用されます。つまり物品を輸送もしくは輸送を依頼した場合には、基本的に物品の輸送が始まった場所で課税されます。輸送がない場合には、その課税場所は引き渡しの (物品の使用権の移転した) 場所が課税場所となります。こちらの規定により、海外でみなし譲渡が行われた場合、ドイツでは不課税となります。ただし、こちらのみなし譲渡は現地のVAT法において課税される可能性はあります。特にこちらの規定は、無償で海外の土地関連の役務が提供された場合、みなし譲渡は海外で行われるため、大きな変更となります。(たとえば、国内の土木建築業者がスイスの娘の家を無償で改築した場合など)
- 現在書籍に適用されている軽減税率7%が、将来的には電子書籍にも適用されます。適用対象とならないものは、従来の書籍としての機能を越える電子サービスです。(ナビゲーションアプリにおける地図データなど)
- 旅行会社サービスの対価の課税における特別規定 (売上税法第25条マージン課税) は今後、個人に対して行われたサービスに対してだけでなく、事業者の事業のために行われたサービスに対しても適用されます。
- サプライチェーンに関する規定がEU法に準じて統一されます (新売上税法第3条6a項)。サプライチェーンの中間業者が商品の輸送を手配した場合、新規定では中間業者に輸送された取引が「商品が動いた取引」として認識されます。輸送が始まる前に中間業者が輸送先のEU国でVAT-ID番号を取得して輸送を行った場合、中間業者の取引自体が「商品が動いた取引」として認識されます。こちらは輸出取引においても同様に適用されます。
- 預託在庫のため自社商品をEU国にある顧客の預託在庫に輸送した場合、下記の条件が満たされれば、顧客が預託在庫から取り出した時点でEU取引として認識します。こちらの規定によりVAT申告が簡易化されます。
 - ◆ 商品の輸送の前に、商品の販売先の事業者の名前と住所が明確なであり、
 - ◆ 預託在庫のあるEU国にて事業活動の拠点がなく、
 - ◆ 商品の購入者が預託在庫のあるEU国で付与されるVAT-ID番号を使用し、
 - ◆ 売上税法第22条4f項と4g項に準じて記録を行っている。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。